

**人間環境大学総合環境学部環境情報学科  
教育課程および履修方法に関する規程**

(準拠)

第1条 この規程は、人間環境大学学則第28条に基づき教育課程および履修方法について定める。

2 編入学または転入学を許可された者の履修方法については、別に定める。

(授業科目)

第2条 授業科目は、以下の科目に区分する。

- (1) 学部共通一般教養科目
- (2) 学部共通専門教養科目
- (3) 環境情報科目

2 開設授業科目ならびにその単位数、配当年次、および必修・選択の別については、別表に定める。

(卒業単位)

第3条 本学を卒業するためには、前条に定める科目群から以下の必要単位数を含め124単位以上を修得しなければならない。

- (1) 学部共通科目 (学部共通一般教養科目、学部共通専門教養科目) 2単位以上  
ただし、必修科目2単位を含むこと。
- (2) 環境情報科目 94単位以上  
ただし、必修科目94単位を含むこと。

(履修科目の登録の上限と制限)

第4条 1年間に履修科目として登録できる単位数は、46単位以下とする。なお、前年度のGPAが3.50以上の場合、登録できる単位数は、50単位以下とする。また、前年度のGPAが0.70未満の場合、登録できる単位数は、45単位以下とする。

2 「卒業研究I」を履修する為には、前年度までに40単位以上の修得かつ通算GPA0.43以上であることを条件とし、4年次以上の学生は、前年度までに40単位以上を修得することのみ条件とする。

(成績)

第5条 学則第33条に定める成績は、下記の評価基準により認定する。

評価点等	評語	合否等	評価基準
100～90点	S	合格	学習目標をほぼ完全に達成している (Excellent)
89～80点	A		学習目標を相応に達成している (Very Good)
79～70点	B		学習目標を相応に達成しているが不十分な点がある (Good)
69～60点	C		学習目標の最低限は満たしている (Pass)
60点未満	D	不合格	学習目標の最低限を満たしていない (Failure)
試験欠席	E		試験不受験、課題未提出により成績評価要件を満たしていない (Withdrawal)
授業放棄	F		出席不足等により成績評価要件を満たしていない (Withdrawal)
認定	N	認定	本学以外で修得したもので本学が単位認定したもの (Credit given under Credit provision)

(総合成績評価)

第6条 前条の成績の評価に対して次の各号に掲げるグレード・ポイント(以下「GP」という)を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修科目のグレード・ポイントの平均(グレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という))を算出し、総合成績評価を行う。

評語	GP
S	4.0
A	3.0
B	2.0
C	1.0
D	0
E	0
F	0
N	対象外

- 2 GPAを算出する基準は、次のとおりとする。  
$$\text{GPA} = (\text{授業科目で得た GP} \times \text{その授業科目の単位数}) \text{の総和} / \text{履修登録した授業科目の単位数の総和}$$
- 3 成績証明書には、GPAは明記しない。
- 4 GPA対象外授業科目は、次のとおりとする。
  - (1) 成績の評価点が認定となる科目
  - (2) 定められた期間に履修取り消しの手続きをした科目
  - (3) その他、卒業要件に算入されない科目

(規程の主管部署)

第7条 この規程は、教務部が主管する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

総合環境学部環境情報学科【別表1】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
学部共通科目	人間環境学	1前	2			○			
	英語 I	1前		2		○			
	英語 II	1後		2		○			
	ドイツ語 I	1前		2		○			
	ドイツ語 II	1後		2		○			
	フランス語 I	1前		2		○			
	フランス語 II	1後		2		○			
	経済学	1前		2		○			
	政治学	1前		2		○			
	愛媛を学ぶ	1後		2		○			
	法学	1後		2		○			
	経営学	1後		2		○			
	日本史A	1前		2		○			
	日本史B	1後		2		○			
	西洋史A	1前		2		○			
	西洋史B	1後		2		○			
	科学哲学	1前		2		○			
	哲学史A	1前		2		○			
	哲学史B	1後		2		○			
	体育	1前		1				○	
化学	1前		2		○				
生物学	1前		2		○				
社会学	1前		2		○				
数学	1後		2		○				
学部共通科目専門教養	SDGs概論	1前		2		○			
	環境データの可視化技法	1後		2		○			
	環境データ解析の基礎	2前		2			○		
	環境研究デザイン論	2後		2			○		
	環境データの統計解析	3前		2			○		
	地理情報システム	3後		4			○		
小計 ( 30 科目)		—	2	59	0	—		—	
環境情報科目	情報リテラシー I (パソコンの活用と情報倫理)	1前	4				○		
	情報リテラシー II (表計算ソフトによるデータ処理)	1後	4				○		
	環境プログラミング I (基本文法)	1前	12				○		
	環境プログラミング II (クラスの作成)	1後	12				○		
	環境プログラミング III (標準API)	2前	8				○		
	環境プログラミング IV (永続化技法)	2前	4				○		
	環境データベース概論	1前	2			○			
	環境データベース I	1後	4				○		
	環境データベース II	2前	4				○		
	環境データベース III	2後	4				○		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
環境情報科目	サステナブル・ソフトウェア概論	1後	2				○		
	サステナブル・ソフトウェア論Ⅰ（ソフトウェア品質）	2前	4				○		
	サステナブル・ソフトウェア論Ⅱ（オブジェクト指向設計）	2後	4				○		
	サステナブル・ソフトウェア論Ⅲ（アーキテクチャパターン）	3前	6				○		
	サステナブル・ソフトウェア論Ⅳ（開発プロセス方法論）	3後		2			○		
	Web環境システム概論	2前	4				○		
	Web環境システム開発Ⅰ（Webアプリケーションの実装）	2後	6				○		
	Web環境システム開発Ⅱ（クライアントサイド・プログラミング）	2後		4			○		
	Web環境システム開発Ⅲ（RESTの実装）	3前	2				○		
	Web環境システム開発Ⅳ（クラウド環境システム開発）	3後		2			○		
	Web環境システム開発Ⅴ（セキュア・システム開発）	4前		2			○		
	コンピューター・アーキテクチャ論	2後		2		○			
	ネットワーク環境論	3前		2			○		
	環境情報活用論	3後		4		○			
	環境統計学概論	2後		4			○		
	環境統計学	3前		6			○		
	環境統計プログラミング	3前		2			○		
	グリーンAI活用	3後		4			○		
	卒業研究Ⅰ	3前	2				○		
	卒業研究Ⅱ	3後	2				○		
	卒業研究Ⅲ	4前	2				○		
卒業研究Ⅳ	4後	2				○			
小計（32科目）	—	94	34	0		—		—	
合計（62科目）	—	96	93	0		—		—	

## 人間環境大学授業に関する規程

(準拠)

第1条 この規程は、人間環境大学学則および人間環境大学大学院学則に基づき、授業の実施に関し、必要な事項を定める。

(授業時間)

第2条 通常の授業時間は、次のとおりとする。ただし、集中講義および変則授業時間は、学部および研究科でこれを定める。

学部・研究科 時限	人間環境学部/ 心理学部/ 環境科学部/ 人間環境学研究 科	看護学部/ 看護学研究科	松山看護学部/ 松山看護学研究 科	総合心理学部/ 総合環境学部
第1時限	9:10~10:40	9:10~10:40	9:10~10:40	9:10~10:40
第2時限	10:50~12:20	10:50~12:20	10:50~12:20	10:50~12:20
第3時限	13:10~14:40	13:10~14:40	13:10~14:40	13:10~14:40
第4時限	14:50~16:20	14:50~16:20	14:50~16:20	14:50~16:20
第5時限	16:30~18:00	16:30~18:00	16:30~18:00	16:30~18:00
第6時限	—	18:10~19:40	18:10~19:40	—
第7時限	—	19:50~21:20	19:50~21:20	—

(気象警報が発令された場合およびその他の場合の授業の取扱)

第3条 暴風警報、暴風雪警報、または特別警報（高潮・波浪は除く）が発令された場合の授業の取り扱いは、別表1のとおりとする。

なお、気象警報の発表、公共交通機関の運行への影響等を総合的に勘案し、学部長、研究科長および教務部長の判断により、休講措置をとる場合がある。

(大規模地震の判定会が招集された場合の授業の取扱)

第4条 地震予知情報から「警戒宣言」の発令を検討する大規模地震の判定会が招集された場合は以下のように対応する。

- (1) 判定会招集当日
  - ・授業開始以前に招集された場合：授業は行わない。
  - ・授業開始以後に招集された場合：招集があった時から授業は行わない。
- (2) 判定会招集の翌日以降
  - ・判定があるまで授業は行わない。
- (3) 「警戒宣言」に至らないと判定された場合(防災準備行動をとる段階)を除く
  - ・午前6時までに判定された場合：平常の時間割のとおり授業を開始する。
- (4) 「警戒宣言」が発令された場合および「防災準備行動をとる段階」と判断された場合
  - ・解除されるまで授業は行わない。

(公共交通機関のストライキの場合)

第5条 公共交通機関でストライキの場合の授業の取り扱いは、別表2のとおりとする。

(授業の休講・開始の情報)

第6条 第3条、第4条、第5条に規定する授業の取り扱いについては、学内ポータルサイト等により伝達する。ただし、本学からの伝達が受け取ることができない場合は、本規定に従って、警報・警戒宣言等により各自で適切に判断するものとする。

(公欠の定義)

第7条 公欠とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 養護実習Ⅱおよび関係機関が行う事前オリエンテーション出席のために、授業を欠席する場合
- (2) 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき学生が裁判員としての任務を果たす場合など、公の行事に参加する場合
- (3) 「学校保健安全法施行規則」第18条に定められた感染症による社会的影響を考慮して、本学大学が出校停止を命じた場合
- (4) 天災・事故等による公共交通機関の運休又はまたは遅延(第3条の警報の解除、第4条の警戒宣言等の解除、第5条のストライキの終了後も続く公共交通機関の運休又はまたは遅延、および第3条の警報の解除後も居住地域で警報が解除されないことによる公共交通機関の運休又はまたは遅延を含む)によって授業を欠席した場合。
- (5) 第3条の警報が居住地域で発令され、出校できず授業を欠席した場合
- (6) 忌引きの場合
- (7) 教授会において、第1号から第6号に準じて特段の取り扱いが必要であると認められた場合

(公欠の期間)

第8条 公欠を許可する期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号にあつては、実習および事前オリエンテーションに要する期間
- (2) 前条第2号にあつては、裁判所などの公の機関から指定された期間
- (3) 前条第3号にあつては、感染症による社会的影響を考慮して本学大学が出校停止を命じた期間
- (4) 前条第4号にあつては、当該公共交通機関の運行開始(遅延運行を含む)から2時間までとする
- (5) 前条第5号にあつては、当該居住地の警報解除から2時間までとする
- (6) 前条第6号にあつては、以下の期間

配偶者	夫・妻	10日以内
血族	1親等	7日以内
	2親等	3日以内
	3親等	1日以内
姻族	1親等	3日以内
	2親等および3親等	1日以内

- (7) 前条第7号にあつては、教学委員会(看護学部および松山看護学部は教学委員会および臨地実習委員会)において必要と認められた期間
- 2 学部長または研究科長は、遠隔地の場合またはその他特別の事由があると認めた場合、前項の日数に必要日数を加えることができる。

(公欠の手続)

第9条 公欠の適用を受けようとする者は、次の手続を行わなければならない。

- (1) 第7条第1号、第2号にあつては、事前に所定の「欠席届(公欠願)」および期間が明記された「受け入れ先からの正式書類」を教務課に提出する
- (2) 第7条第3号にあつては、所定の「欠席届(公欠願)」および医師が作成し期間が明記された「治癒証明書」または「診断書」を教務課に提出する

- (3)第7条第4号にあっては、所定の「欠席届（公欠願）」および当該公共交通機関の運休により終日登校できない場合を除き、当該機関が発行する「遅延証明書」または「証明できる書類」を教務課へ提出する
  - (4)第7条第5号にあっては、所定の「欠席届（公欠願）」を教務課へ提出する
  - (5)第7条第6号にあっては、所定の「忌引願」および葬儀日・故人名等が明記された「会葬礼状」等の書類を教務課に提出する
- 2 学部長または研究科長は、提出された書類の審査を行い、許可を決定した場合は、教務課より授業担当教員へ連絡する。

（公欠による授業の取扱）

第10条 授業担当者は、補講または課題等を与えることにより、公欠を許可された期間を出席とすることができる。

（規程の主管部署）

第11条 この規程は、教務部が主管する。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

- 附則 この規程は、平成25年12月18日から施行する。
- 附則 この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。
- 附則 この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。
- 附則 この規程（改正）は、平成28年8月31日から施行する。
- 附則 1. この規程（改正）は、平成29年4月1日から施行する。  
2. 第7条第1号の規定は、平成28年度以前の入学生については改正後の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。
- 附則 この規程（改正）は、平成30年8月22日から施行する。
- 附則 この規程（改正）は、令和元年11月20日から施行する。
- 附則 この規程（改正）は、令和2年4月1日から施行する。
- 附則 この規程（改正）は、令和4年4月1日から施行する。
- 附則 この規程（改正）は、令和5年4月1日から施行する。
- 附則 この規程（改正）は、令和6年4月1日から施行する。
- 附則 この規程（改正）は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

〈人間環境学部、心理学部、環境科学部および人間環境学研究科〉

休講とする場合	1 愛知県西部のうち下表のいずれかの地域に暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が発令されている場合。				
	愛知県西部	<table border="1"> <tr> <td>知多地域</td> <td>半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町</td> </tr> <tr> <td>西三河南部</td> <td>岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町</td> </tr> </table>	知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	西三河南部
知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町				
西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町				
	2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時までに解除されない場合。				
暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）解除に伴う授業の開始	<p>1 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 7 時までに解除された場合、平常の時間割のとおり授業を開始する。</p> <p>2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時までに解除された場合、平常の時間割のとおり午後から授業を開始する。</p>				

〈看護学部および看護学研究科〉

休講とする場合	1 愛知県西部のうち下表のいずれかの地域に暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が発令されている場合。		
	愛知県西部	尾張東部	名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
		知多地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
		西三河南部	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
		西三河北西部	豊田市西部、みよし市
	2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時までに解除されない場合。		
暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）解除に伴う授業の開始	<p>1 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 7 時までに解除された場合、平常の時間割のとおり授業を開始する。</p> <p>2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時までに解除された場合、平常の時間割のとおり午後から授業を開始する。</p>		

〈松山看護学部、総合心理学部および総合環境学部〉

休講とする場合	1 愛媛県中予地域のうち下表のいずれかの地域に暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が発令されている場合。	
	<table border="1"> <tr> <td>中予地域</td> <td>松山市、東温市、伊予市、松前町、砥部町、久万高原町</td> </tr> </table>	中予地域
中予地域	松山市、東温市、伊予市、松前町、砥部町、久万高原町	
	2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時まで解除されない場合。	
暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）解除に伴う授業の開始	<p>1 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 7 時まで解除された場合、平常の時間割のとおり授業を開始する。</p> <p>2 暴風警報、暴風雪警報または特別警報（高潮・波浪を除く）が午前 11 時まで解除された場合、平常の時間割のとおり午後から授業を開始する。</p>	

別表 2

〈人間環境学部、心理学部、環境科学部および人間環境学研究科〉

休講とする場合	名古屋鉄道が運行停止となったとき												
ストライキ終了に伴う授業の開始	<p>名古屋鉄道が運行を再開した場合は、運行再開時間にもとづき、授業を開始する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運行再開時間</th> <th>授業開始時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7:00 まで</td> <td>第 1 時限</td> </tr> <tr> <td>9:00 まで</td> <td>第 2 時限</td> </tr> <tr> <td>11:00 まで</td> <td>第 3 時限</td> </tr> <tr> <td>13:00 まで</td> <td>第 4 時限</td> </tr> <tr> <td>14:00 まで</td> <td>第 5 時限</td> </tr> </tbody> </table>	運行再開時間	授業開始時限	7:00 まで	第 1 時限	9:00 まで	第 2 時限	11:00 まで	第 3 時限	13:00 まで	第 4 時限	14:00 まで	第 5 時限
運行再開時間	授業開始時限												
7:00 まで	第 1 時限												
9:00 まで	第 2 時限												
11:00 まで	第 3 時限												
13:00 まで	第 4 時限												
14:00 まで	第 5 時限												

〈看護学部および看護学研究科〉

休講とする場合	JR が運行停止となったとき																
ストライキ終了に伴う授業の開始	<p>JR が運行を再開した場合は、運行再開時間にもとづき、授業を開始する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運行再開時間</th> <th>授業開始時限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7:00 まで</td> <td>第 1 時限</td> </tr> <tr> <td>9:00 まで</td> <td>第 2 時限</td> </tr> <tr> <td>11:00 まで</td> <td>第 3 時限</td> </tr> <tr> <td>13:00 まで</td> <td>第 4 時限</td> </tr> <tr> <td>14:00 まで</td> <td>第 5 時限</td> </tr> <tr> <td>15:00 まで</td> <td>第 6 時限</td> </tr> <tr> <td>16:00 まで</td> <td>第 7 時限</td> </tr> </tbody> </table>	運行再開時間	授業開始時限	7:00 まで	第 1 時限	9:00 まで	第 2 時限	11:00 まで	第 3 時限	13:00 まで	第 4 時限	14:00 まで	第 5 時限	15:00 まで	第 6 時限	16:00 まで	第 7 時限
運行再開時間	授業開始時限																
7:00 まで	第 1 時限																
9:00 まで	第 2 時限																
11:00 まで	第 3 時限																
13:00 まで	第 4 時限																
14:00 まで	第 5 時限																
15:00 まで	第 6 時限																
16:00 まで	第 7 時限																

〈松山看護学部、総合心理学部、総合環境学部〉

休講とする場合	伊予鉄道、JR が運行停止となったとき	
ストライキ終了に伴う授業の開始	伊予鉄道、JR が運行を再開した場合は、運行再開時間にもとづき、授業を開始する	
	運行再開時間	授業開始時限
	7 : 00 まで	第 1 時限
	9 : 00 まで	第 2 時限
	11 : 00 まで	第 3 時限
	13 : 00 まで	第 4 時限
	14 : 00 まで	第 5 時限

## 人間環境大学試験規程

### (準拠)

第1条 この規程は、人間環境大学学則第29条・30条・31条、および32条、または人間環境大学大学院学則第28条・29条・30条、および31条に基づき、必要な事項を定める。

### (受験資格)

第2条 学生は、定められた期間に履修登録した授業科目についてのみ、定期試験を受験することができる。

2 次の各号に該当する者は、受験資格を有しない。

- (1) 授業時数が8回の科目の場合、3回以上欠席した者。15回の科目の場合、4回以上欠席した者。30回の科目の場合、7回以上欠席した者。45回の科目の場合、10回以上欠席した者。60回の科目の場合、13回以上欠席した者。
- (2) 授業料等納付金を納入していない者
- (3) 総合環境学部においては、授業時数が15回の科目の場合、通算4回以上欠席した者。30回の科目の場合、通算7回以上欠席した者。45回の科目の場合、通算8回以上欠席した者。60回の科目の場合、通算9回以上欠席した者。90回の科目の場合、通算10回以上欠席した者
- (4) 出席確認において不正行為を行った者

### (不正行為)

第3条 定期試験において不正行為を行った場合は、その該当する学期の科目を全て不合格とする。

2 前項の者には、教授会または研究科委員会の議を経て、学長が懲戒をすることができる。

### (定期試験)

第4条 定期試験は、原則として各学期末に実施する。

2 試験の科目、日時、時間割、およびその他必要な事項は、試験実施の1週間前までに公示する。

### (定期試験場への入場)

第5条 次の各号に該当する者は、試験場へ入ることはできない。

- (1) 受験資格を有しない者
- (2) 学生証を所持しない者
- (3) 定刻より20分以上遅刻した者
- (4) 一旦試験場から退場した者  
(削除)

### (追試験)

第6条 受験資格を有する者は、第4条に定める定期試験を受験することができなかった学生において、次の各号のいずれかに該当する場合には、追試験を受験することができる。

- (1) 暴風、大雨、その他災害により受験することができなかった場合
- (2) 交通機関の不通または延着による場合
- (3) 傷病により受験できない場合
- (4) 忌引の場合
- (5) 公欠またはそれに準じる場合

- (6) 卒業または修了後の進路に関する試験により受験できない場合
- (7) 特別の事情がある場合で、教授会において承認された場合
- 2 前項に定める追試験に合格した場合の点数は、90 点を最高とする。
- 3 理由の如何にかかわらず、追試験の追試験は実施しない。

(追試験受験手続き)

- 第7条 前条に定める追試験の受験を許可された者は、所定の追試験願に必要事項を記入し、診断書等の証明書を添えて、定期試験最終日から3日以内（事務休業日を除く）に教務課に願出しなければならない。なお、やむを得ない理由で診断書等の証明書が期限内に間に合わない場合は、事由解消後1週間以内に提出するものとする。
- 2 追試験の受験を許可された者は、追試験受験料として1科目につき1,000円を納入しなければならない。

(再試験)

- 第8条 定期試験で受験科目の評価が不合格となった者で、以下の各号、第2項および第3項により、再試験の受験を認める場合がある
- (1) 卒業見込みの者であって、卒業年次の年度末において、当該年度に履修登録し、D判定の科目のうち4科目以内を修得すれば卒業可能な者
  - (2) 修了見込みの者であって、修了年次の年度末において、不合格となった科目に関して、その試験に合格することによって修了資格が与えられる者
  - (3) 所定の手続きにより再試験の受験を願出の上で、補講等を受けた者
- 2 各学部および研究科における前項の適用は、次の通りとする。
- (1) 前項第1号にあつては、心理学部、環境科学部、総合心理学部および総合環境学部
  - (2) 前項第2号にあつては、人間環境学研究科
  - (3) 前項第3号にあつては、看護学部、松山看護学部および看護学研究科、松山看護学研究科
- 3 再試験は当該年度の教授会又は研究科委員会で認められた科目のみ行う。
  - 4 再試験に合格した場合の評価点は、60点を最高とする。
  - 5 理由の如何にかかわらず、再試験の追試験は実施しない。

(再試験受験手続き)

- 第9条 前条に定める再試験の受験を許可された者は、所定の再試験願に必要事項を記入し、定められた期日に教務課に願出しなければならない。手続きの期日は、毎年の学年暦で定める。
- 2 再試験の受験を許可された者は、再試験受験料として1科目につき2,000円を納入しなければならない。

(規程の主管部署)

- 第10条 この規程は、教務部が主管する。

(規程の改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年度入学生から適用し、令和3年度以前の入学生においては「人間環境大学試験内規」を適用する。

附則 この規程（改正）は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和7年4月1日から施行する。